

# 石川県公報

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日)

号 外

(第 8 号)

## 目 次

条 例			
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例 ( 同 )	11
○石川県退職手当基金条例 ( 同 )	2	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 ( 同 )	11
○石川県部制条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	2	○石川県飲酒運転の根絶に関する条例 (生活安全課)	18
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	3	○石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)	21
○石川県立美術館条例等の一部を改正する条例 (文化振興課)	6	○石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例 (観光企画課)	21
○石川県体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	6	○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警 察 本 部)	22
○石川県スポーツ推進条例の一部を改正する条例 ( 同 )	7	○石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	22
○石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (葉事衛生課)	7		
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	8		

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第一号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和三十一年石川県条例第二十八号) の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「、安原・高橋川工事事務所」を削り、同項第二号及び第三号中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改め、同項第五号中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改め、「、安原・高橋川工事事務所」を削る。

第十五条の二中「及び第六条第二項」を「、第六条第二項及び第六条の三の三第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事

馳

浩

## 石川県条例第二号

### 石川県退職手当基金条例

#### (設置)

第一条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の規定による退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、石川県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)において定める額とする。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

#### (繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

#### (処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 三 号

石川 県 部 制 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 部 制 条 例 ( 昭 和 二 十 七 年 石 川 県 条 例 第 三 十 九 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 条 第 一 号 中 ( 六 ) を ( 七 ) と し、 ( 五 ) を ( 六 ) と し、 ( 四 ) を ( 五 ) と し、 ( 三 ) を ( 四 ) と し、 ( 二 ) を ( 三 ) と し、 ( 一 ) を ( 二 ) と し、  
そ の 前 に 次 の よう に 加 え る。

( 一 ) 広 報 に 関 す る 事 項

第 二 条 第 三 号 ( 三 ) 中 「 及 び 広 報 」 を 削 る。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 五 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

石川 県 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 条 例 第 四 号

石川 県 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 手 数 料 条 例 ( 平 成 十 二 年 石 川 県 条 例 第 七 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 二 十 六 の 項 中 69 を 73 と し、 同 項 68 中 「 第 八 十 七 条 の 三 第 六 項 」 を 「 第 八 十 七 条 の 三 第 七 項 」  
に 改 め、 同 項 中 68 を 72 と し、 同 項 67 中 「 第 八 十 七 条 の 三 第 五 項 」 を 「 第 八 十 七 条 の 三 第 六 項 」 に 改  
め、 同 項 中 67 を 71 と し、 66 を 70 と し、 65 を 69 と し、 64 を 68 と し、 そ の 前 に 次 の よう に 加 え る。

65 法 第 八 十 六 条 の 二 第 一 項 に 規 定 す る 建 築 物 の 新 築 又 は 増 築 等 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築 物 の 新 築 又 は 増 築 等 認 定 申 請 手 数 料	イ 建 築 物 ( 新 築 又 は 増 築 等 を す る も の に 限 る。 ロ に お い て 同 じ。 ) の 数 が 一 で あ る 場 合 七 万 八 千 円 ロ 建 築 物 の 数 が 二 以 上 で あ る 場 合 七 万 八 千 円 に 一 を 超 え る 建 築 物 の 数 に 二 万 八 千 円 を 乗 じ て 得 た 金 額 を 加 算 し た 金 額	
66 法 第 八 十 六 条 の 二 第 一 項 に 規 定 す る 建 築 物 の 各 部 分 の	建 築 物 の 各 部 分 の 高 さ 又 は 容 積 率 の 特 例 許 可 申 請 手 数 料	イ 建 築 物 ( 新 築 又 は 増 築 等 を す る も の に 限 る。 ロ に お い て 同 じ。 ) の 数 が 一 で あ る 場 合 二 十 二 万 円 ロ 建 築 物 の 数 が 二 以 上 で あ る 場 合 二 十 二 万 円 に 一 を 超 え る 建 築 物 の 数 に 二 万 八 千 円	

高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		を乗じて得た金額を加算した金額	
67 法第八十六條の二第三項に規定する建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の新築又は増築等許可申請手数料	イ 建築物（新築又は増築等をするものに限る。ロにおいて同じ。）の数が一である場合 二十二万円 ロ 建築物の数が二以上である場合 二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た金額を加算した金額	

別表二十六の項中61から63までを削り、同項60中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項中60を64とし、59を63とし、同項58中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項中58を62とし、57を61とし、同項56中「第八十五條第六項」を「第八十五條第七項」に改め、同項中56を60とし、同項55中「第八十五條第五項」を「第八十五條第六項」に改め、同項中55を59とし、34から54までを38から58までとし、33を37とし、その前に次のように加える。

36 法第五十八條第二項に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	
---	--------------------------	------	--

別表二十六の項中32を35とし、28から31までを31から34までとし、同項27中「第五十五條第三項各号」を「第五十五條第四項各号」に改め、同項中27を30とし、その前に次のように加える。

29 法第五十五條第三項に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	
---	------------------	------	--

別表二十六の項中26を28とし、25を27とし、24を26とし、その前に次のように加える。



2 この条例による改正後の別表二十六の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

石川県立美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第五号

石川県立美術館条例等の一部を改正する条例

(石川県立美術館条例の一部改正)

第一条 石川県立美術館条例(昭和五十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条」を削る。

第九条中「第二十条第一項」を「(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項」に改める。

(石川県立歴史博物館条例の一部改正)

第二条 石川県立歴史博物館条例(昭和六十一年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条」を削る。

第七条中「第二十条第一項」を「(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項」に改める。

(石川県立白山ろく民俗資料館条例の一部改正)

第三条 石川県立白山ろく民俗資料館条例(昭和五十四年石川県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第六号

石川県体育施設条例の一部を改正する条例

石川県体育施設条例（昭和三十九年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表石川県白山一里野シャンツエの項を削る。

第四条第三号中「（石川県白山一里野シャンツエを除く。第十二条第一項及び第四項並びに第十四条ただし書において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

---

石川県スポーツ推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第七号

石川県スポーツ推進条例の一部を改正する条例

石川県スポーツ推進条例（平成二十九年石川県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第八号

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例（平成十八年石川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了していない者には、第六条の免許を与えない。

第九条第五項第二号中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ふぐ処理資格者は、その免許証を破り、又は汚したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その免許証を添えてその再交付を知事に申請しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

- 5 ふぐ処理資格者は、知事が行う講習会又は知事が適正と認めた講習会を定期的に受講し、ふぐの取扱いに関する新しい知見の習得に努めなければならない。

第十七条を次のように改める。

#### 第十七条 削除

第二十二條に次の一項を加える。

- 4 ふぐ処理業者は、そのふぐ処理施設に置かれているふぐ処理資格者に第十条第五項に規定する講習会を受けさせるよう努めなければならない。

第二十六條中「食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けて魚介類販売業又は魚介類競り売り営業を営む者のうち、」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川 県 知 事 馳 浩

#### 石川 県 条 例 第 九 号

##### いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 子どもの権利擁護（第七十八条―第八十三条）」を

「第六章 子どもの権利擁護（第七十八条―第八十三条）」

第六章の二 ヤングケアラーへの支援（第八十三条の二・第八十三条の三）に改める。

第六章の三 子どもの貧困対策（第八十三条の四・第八十三条の五）

第一条中「並びに」を「」に改め、「子どもの権利擁護」の下に「、ヤングケアラーへの支援並びに子どもの貧困対策」を加える。

第二条に次の一号を加える。

- 六 ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。

第九条第二項中「この項」の下に「、第八十三条の三第二項、第八十三条の五第二項」を加え、

同条第五項中「民間団体」の下に「(第八十三条の二第二項において「関係機関等」という。)」を加える。

第一章第三節中第十八条の次に次の二条を加える。

(ヤングケアラーへの支援)

第十八条の二 県は、ヤングケアラーとしての時期が子どもが特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、ヤングケアラーへの支援がヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう努めるものとする。

(子どもの貧困対策)

第十八条の三 県は、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、県内の状況に応じた施策の実施に努めるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(未就園児対策)

第二十八条の二 市町長は、未就園の乳幼児(以下この条において「未就園児」という。)の発達及びその保護者の子育てを支援するため、次に掲げる業務を行うことができる施設を未就園児登録園として指定することができる。

- 一 通園に準じた保育サービスの提供に関する業務
- 二 子育てについての相談、指導等に関する業務
- 2 市町長は、未就園児を養育する保護者の実態の把握に努めるとともに、当該保護者に対し、前項の規定により指定した未就園児登録園に関する情報の提供に努めるものとする。
- 3 未就園児を養育する保護者は、利用しようとする未就園児登録園をその未就園児登録園を通じて市町に登録することができる。未就園児登録園を変更する場合も同様とする。
- 4 未就園児登録園は、第一項各号に掲げる業務を行う際は、当該未就園児が同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で健やかに育つ機会を確保され、及びその保護者が必要とする支援を受けられるよう努めるものとする。
- 5 市町長は、この条例の施行に必要な限度において、未就園児登録園の設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該業務の改善について勧告することができる。
- 6 市町長は、未就園児登録園の設置者が、正当な理由なく、前項の規定による報告をせず、又は勧告に従わないときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 ヤングケアラーへの支援

(ヤングケアラーへの支援体制の整備等)

第八十三条の二 県は、ヤングケアラーがそれぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増

進されるよう、その発見、相談並びに市町及び関係機関等による援助の多様な支援を包括的に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県民がヤングケアラーに関して意識を高め、理解を深めるための広報啓発活動に努めるものとする。

3 県は、ヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなぐため、学校の教員に対する研修等を実施するとともに、ヤングケアラーの置かれた様々な状況に対応できるよう、多様な相談体制の整備に努めるものとする。

4 県は、ヤングケアラーの良好な家庭的環境の実現のため、必要に応じて、ヤングケアラーの保護者への支援に努めるものとする。

5 県は、ヤングケアラーへの支援に関する活動を行う民間団体と協働して、その民間団体の自主性を尊重しつつ、第一項に規定する体制の整備に努めるものとする。

(ヤングケアラーへの支援に関する推進計画)

第八十三条の三 県は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、推進計画については県行動計画と一体的に策定するものとする。

#### 第六章の三 子どもの貧困対策

(子どもの貧困対策の推進)

第八十三条の四 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他必要な支援を総合的に推進するものとする。

2 県は、子どもの貧困対策に関する活動を行う民間団体と協働して、その民間団体の自主性を尊重しつつ、子どもの貧困対策の推進に努めるものとする。

(子どもの貧困対策についての計画)

第八十三条の五 県は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第九条第一項の規定により子どもの貧困対策についての計画(以下この条において「対策計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、対策計画については県行動計画と一体的に策定するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「第二条の改正規定」を「第二条の改正規定及び次項の規定」に改め、附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十号

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例

石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、「この条」の下に「、第十一条の二」を加える。

第五条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第五条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全

点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第五条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第八条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条を次のように改める。

#### 第十一条 削除

第十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条を第十一条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十一条の二 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的を実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十二条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する」に改める。

第八十二条第一項第五号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十八条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十八条に次の一項を加える。

- 2 第八条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（石川県認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 石川県認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「から第十一条まで」を「、第十条」に改め、同項の表第十一条の項を削る。

第三条 石川県認定子ども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第九条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

- 8 認定子ども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行くときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
- 9 認定子ども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらよ

り一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

第二十三条第一項中「、第十条」の下に「、第十一条の二」を加え、同項の表第十三条第一項の項の前に次のように加える。

第十一条の二第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
	及び	並びに

第二十三条第一項の表第十九条第一項の項中「(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同表第四十八条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「他の学校、社会福祉施設等」と、」の下に「同条第二項中」を、「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」との下に、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、」と」を加える。

附則第七項を附則第九項とし、附則第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

(幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の職員資格に関する特例)

3 第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けられる体制を確保しなければならない。

4 前項の規定により保育士の資格を有する者について看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、第三条第二項の規則で定める基準により認定子ども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第七条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十九条中「、第四十七条」を削る。

第七十三条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

第八十一条の九及び第八十九条中「第三十九条の二」の下に「、第四十一条の二」を加える。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十一条及び第八十二条第一項の改正規定、第二条の規定、第四条中指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条第二項、第七条第二項、第四十七条、第五十九条及び第七十三条第二項の改正規定並びに第五条中指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設備運営基準条例」という。）第五条の三（保育所に係るものを除く。）、第四条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第四十一条の二（第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）及び第五条の規定によ

る改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十八条の二(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 第一条の規定による改正後の設備運営基準条例第五条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 認定こども園において、第三条の規定による改正後の石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「認定こども園設備運営基準条例」という。)第九条第九項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて第三条の規定による改正後の認定こども園設備運営基準条例第九条第八項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。
- 5 第四条の規定による改正後の指定通所支援基準条例第四十一条の三第二項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改める。

石川県飲酒運転の根絶に関する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第十二号

### 石川県飲酒運転の根絶に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)に定めるもののほか、基本理念を定め、県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって自転車を含む全ての車両で飲酒運転のない、県民及び観光客等の誰もが安心して過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 二 飲酒運転 法第六十五条第一項の規定に違反して酒気を帯びて車両を運転する行為をいう。
- 三 飲食店営業者 専ら客に酒類を提供して飲食をさせる営業を行う者をいう。
- 四 酒類小売業者 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和三十八年法律第七号)第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者(同項の販売場(以下「販売場」という。)において対面により販売する者に限る。)をいう。
- 五 タクシー事業者 道路運送法(昭和三十六年法律第百八十三号)第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- 六 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転代行業者をいう。

#### (基本理念)

第三条 飲酒運転の根絶は、全ての県民が飲酒運転をしない、させない、許さないという認識の下、全ての車両で飲酒運転を絶対にしないこと、飲酒運転をするおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことを基本として推進されなければならない。

2 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりは、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の

関係するものの相互の連携協力の下、社会全体で行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、飲酒運転の根絶を図るため、国、市町、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)と相互に連携協力し、総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町、県民、事業者その他関係団体が実施する飲酒運転の根絶を図るための取組を推進するため、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、第三条の基本理念にのっとり、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となること及び重大な違法行為であることを自覚し、飲酒運転をしてはならない。

2 県民は、家庭、職場、地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第六条 市町は、第三条の基本理念にのっとり、住民に最も身近な地方公共団体として、飲酒運転の根絶を図るため、家庭及び地域における取組を推進するとともに、区域内の実情に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

2 市町は、国、県、関係機関及び関係団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境づくりに関する施策の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、第三条の基本理念にのっとり、その事業の用に供する車両の運行に当たり、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるとともに、安全な運行の確保に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者の責務)

第八条 飲食店営業者は、第三条の基本理念にのっとり、客の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(酒類小売業者の責務)

第九条 酒類小売業者は、第三条の基本理念にのっとり、販売場において酒類を購入した者の飲酒

運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 酒類小売業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び運転代行業者の責務)

第十条 タクシー事業者及び運転代行業者は、第三条の基本理念にのっとり、県民に対し、その事業を利用することが飲酒運転の防止に資する旨の広報を行うよう努めるものとする。

- 2 タクシー事業者及び運転代行業者並びにそれらの従業員は、その事業を利用した者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 タクシー事業者及び運転代行業者は、国、県及び市町が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(通報)

第十一条 飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した者は、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(教育の充実及び知識の普及等)

第十二条 県は、飲酒運転の根絶に関する県民の理解を深めるため、飲酒運転の根絶に関する教育の充実、知識の普及、広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再発防止のための措置)

第十三条 県は、飲酒運転をした者に対し飲酒運転の再発を防止するための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十四条 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転に関する情報の収集及び分析を行い、県民、事業者、市町及び関係団体に対し提供するものとする。

(飲酒運転根絶宣言)

第十五条 事業者(飲食店営業者、酒類小売業者、タクシー事業者及び運転代行業者を含む。次項において同じ。)は、飲酒運転を根絶する旨の宣言をし、飲酒運転を根絶するための取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 前項の宣言をした事業者は、その旨を知事に届け出ることができる。

(飲酒運転根絶の日)

第十六条 県民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、十二月十一日を飲酒運転根絶の日とし、県は、飲酒運転を根絶するための取組を行うものとする。

(表彰)

第十七条 県は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があつたと認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十三号

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例（平成七年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「五億円以上」を「産業高次機能施設にあつては五億円以上、空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場等にあつては二十億円以上」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十四号

石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例

石川県保健休養林施設条例（昭和四十八年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。別表フィールドアスレチックの項中「十五歳以上の者」を「一般」に、「六歳以上十五歳未満の者」を「中学生以下（未就学児を除く。）」に改め、同表バーベキュー炉の項を次のように改める。

バーベキュー炉	車両乗入型	一基 一回につき	一、八八〇円
	車両乗入型以外	一基 一回につき	九四〇円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十五号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。別表七の項中29を31とし、8から28までを10から30までとし、7の次に次のように加える。

8 法第七十五条の十一第二項に規定する特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円	
9 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可変更申請手数料	七万八千五百円	

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十六号

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例

（石川県教職員定数条例の一部改正）

第一条 石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「二千六百三十九人」を「二千六百四十八人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百二十九人」を「六千二百十人」に改め、同項第二号中「二百七十三人」を「二百六十六人」に改める。

（石川県職員定数条例の一部改正）

第二条 石川県職員定数条例（昭和二十四年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二百二十四人」を「二百四十七人」に改め、「計 三千七百二十三」を削

る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

